

議 案 第 72 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法等の改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例及び個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に係る適用期限を延長等するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成２７年松戸市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２４条第１項第３号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第５条の表中

「

附則第４５条第１項の表第１０３条第２号アの項	３,９００円	３,１００円
	６,９００円	５,５００円
	１０,８００円	７,２００円
	３,８００円	３,０００円
	５,０００円	４,０００円
	３,９００円	３,１００円

」を

「

附則第４５条第１項の表第２号アの項	３,９００円	３,１００円
	６,９００円	５,５００円
	１０,８００円	７,２００円
	３,８００円	３,０００円
	５,０００円	４,０００円

」に

改める。

附則第１８条第１項中「平成４１年度」を「平成４３年度」に、「平成３１年」を「平成３３年」に改める。

附則第４５条第１項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第１０３条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第２項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に

「同条の」を加え、同項の表中「第１０３条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第３項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第１０３条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第４項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第１０３条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第５項中「規定する」を「掲げる」に、「において」を「には」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中

「	「																
<table><tr><td>第 1 0 3 条第 1 号ア</td></tr><tr><td>第 1 0 3 条第 1 号イ</td></tr><tr><td>第 1 0 3 条第 1 号ウ</td></tr><tr><td>第 1 0 3 条第 1 号エ</td></tr><tr><td>第 1 0 3 条第 2 号ア</td></tr><tr><td>第 1 0 3 条第 2 号イ</td></tr><tr><td>第 1 0 3 条第 2 号イ</td></tr><tr><td>第 1 0 3 条第 3 号</td></tr></table>	第 1 0 3 条第 1 号ア	第 1 0 3 条第 1 号イ	第 1 0 3 条第 1 号ウ	第 1 0 3 条第 1 号エ	第 1 0 3 条第 2 号ア	第 1 0 3 条第 2 号イ	第 1 0 3 条第 2 号イ	第 1 0 3 条第 3 号	<table><tr><td>第 1 号ア</td></tr><tr><td>第 1 号イ</td></tr><tr><td>第 1 号ウ</td></tr><tr><td>第 1 号エ</td></tr><tr><td>第 2 号ア</td></tr><tr><td>第 2 号イ</td></tr><tr><td>第 2 号イ</td></tr><tr><td>第 3 号</td></tr></table>	第 1 号ア	第 1 号イ	第 1 号ウ	第 1 号エ	第 2 号ア	第 2 号イ	第 2 号イ	第 3 号
第 1 0 3 条第 1 号ア																	
第 1 0 3 条第 1 号イ																	
第 1 0 3 条第 1 号ウ																	
第 1 0 3 条第 1 号エ																	
第 1 0 3 条第 2 号ア																	
第 1 0 3 条第 2 号イ																	
第 1 0 3 条第 2 号イ																	
第 1 0 3 条第 3 号																	
第 1 号ア																	
第 1 号イ																	
第 1 号ウ																	
第 1 号エ																	
第 2 号ア																	
第 2 号イ																	
第 2 号イ																	
第 3 号																	
」を	」に改める。																

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、附則第１８条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の松戸市市税条例附則第４５条の規定は、平成２９年度分の軽自動車税について適用し、平成２８年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。